

座間市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和2年度定期監査を、座間市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので公表する。

令和3年3月22日

座間市監査委員 上原昌弘

同 京免康彦

令和2年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和2年度定期監査を、座間市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第1 監査の期間

令和2年8月28日から令和3年3月19日まで

第2 監査の対象部局課等

健康部：健康づくり課、スポーツ課、医療課、国保年金課、介護保険課

福祉部：福祉長寿課、障がい福祉課、生活援護課

子ども未来部：子ども政策課、子ども育成課、保育課、青少年課

上下水道局：経営総務課、水道施設課、下水道施設課

教育部：教育総務課、学校教育課、教育指導課、生涯学習課、図書館

第3 監査の範囲及び方法

今回の監査に当たっては、令和2年4月1日から令和2年8月31日までに執行された監査対象部局課等の収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務について、各課に係わる事項が条例及び規則等に基づいて適正に行われているかを着眼点とし、提出された関係書類の調査・照合、現品の実査及びその他の記録に基づき担当職員から事情を聴取するなどの方法により監査を実施した。

第4 監査の結果及び意見

監査の結果、財務事務の執行は全般に適正に行われていると認められた。

なお、個別・軽微な不備については、口頭により注意、指導した。

以上